



各 位

平成23年5月27日

会社名 フジオーゼックス株式会社
代表者名 代表取締役社長 吉川 健三
(コード番号 7299 東証第二部)
問合せ先 常務取締役 服部 孝樹
(TEL 0537-35-5873)

定款変更に関するお知らせ

当社は、本日の取締役会において平成23年6月28日開催予定の第83期定時株主総会に定款の変更を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 役員の損害賠償責任の一部免除の規定を定款に設け、担当役員の経営判断の委縮を防止し、役割を充分発揮させる
- (2) 社外取締役・社外監査役についても、優秀な人材を確保する為、定款の一部を変更し責任限定契約を締結できるようにする。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条 ～ 第30条 (条文省略) (新 設)	第1条 ～ 第30条 (現行どおり) (取締役の責任免除) 第31条 当社は、 <u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)</u> の損害賠償責任を、 <u>法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> ② 当社は、 <u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が定める額のいずれか高い額とする。</u>
第31条 ～ 第40条 (条文省略) (新 設)	第32条 ～ 第41条 (現行どおり) (監査役の責任免除) 第42条 当社は、 <u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(取締役であった者を含む。)</u> の損害賠償責任を、 <u>法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> ② 当社は、 <u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が定める額のいずれか高い額とする。</u>
第41条 ～ 第44条 (条文省略)	第43条 ～ 第46条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成23年6月28日(火)
定款変更の効力発生日 平成23年6月28日(火)

以上